

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとその翌日)

目 次

- ◇ 告 示 農業振興地域整備計画の決定
保安林の指定の解除
土地改良事業計画の適否の決定
国有財産の用途廃止(三件)
- ◇ 告 示 都市計画事業の認可
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百六十九号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第九
条第一項の規定に基づき農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十二
条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政課及び関係地方農林振興局に備え置い
て縦覧に供する。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事

平

林

鴻

三

(一) 名称

広域営農団地関連食鳥流通近代化センター計画

(二) 対象地域

- 鳥取農業振興地域
 - 国府農業振興地域
 - 岩美農業振興地域
 - 福部農業振興地域
 - 気高農業振興地域
 - 鹿野農業振興地域
 - 青谷農業振興地域
 - 郡家農業振興地域
 - 船岡農業振興地域
 - 河原農業振興地域
 - 八東農業振興地域
 - 若桜農業振興地域
 - 用瀬農業振興地域
 - 佐治農業振興地域
 - 智頭農業振興地域
- 名称
- (二) 名称
広域営農団地関連排水処理等公害対策施設計画
対象地域

- 倉吉農業振興地域
- 米子農業振興地域
- 泊農業振興地域
- 羽合農業振興地域
- 東郷農業振興地域
- 三朝農業振興地域
- 関金農業振興地域
- 北条農業振興地域
- 大栄農業振興地域
- 東伯農業振興地域
- 赤碓農業振興地域
- 中山農業振興地域
- 名和農業振興地域
- 大山農業振興地域
- 淀江農業振興地域
- 日吉津農業振興地域
- 岸本農業振興地域
- 会見農業振興地域
- 西伯農業振興地域

鳥取県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一（一）解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋一一五七の一一一、一一五七の一一三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

飛砂の防備・公衆の保健

（三）解除の理由

公園道路敷地とするため

二（一）解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二七、一三九〇の二二八、一三九〇の二三七（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（三）解除の理由

公園道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十一号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあった土地改良（津ノ井地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月二十四日から用途廃止した。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
日野郡日野町根雨字袋尻	下六五番地先	一〇・一七	道路敷

鳥取県告示第四百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月二十四日から用途廃止した。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市大谷町二二番	一地先から同市大谷町二〇六番地先まで	一六九・六三	水路敷

鳥取県告示第四百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月二十四日から用途廃止した。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡気高町大字勝見字福田尻	六三六番七地先から同町大字勝見字福田尻六三九番十二地先まで	一三・七三	水路敷

鳥取県告示第四百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港市計画公園事業 第八・四・一号福市公園
事業施行期間

昭和四十九年五月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

米子市福市字十六反田及び字口瀬谷段内

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和49年5月24日

鳥取県公安委員長 田 村 純

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和49年6月14日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和49年6月25日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課田及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印